

「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書

特殊土壤地帯の災害防除と農業生産力の向上については、昭和27年に「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（以下、「特土法」という）」が制定され、その対策が講じられることとなった。

以来、14回にわたる期限延長が図られ、治山、砂防、農地改良など県土の保全や農業生産力の向上に多大な成果を挙げてきているところであるが、特土法は令和8年度末をもって失効することとなっている。

しかしながら、近年の気候変動の影響に伴い、激甚化・頻発化する台風や線状降水帯による大雨等により県内の広い地域で甚大な被害が発生する中、侵食を受けやすい特殊土壤地帯においては、治山、治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災などの事業の必要性が高く、これらの対策を講じることで、住民の安全・安心を確保していく必要がある。

また、特殊土壤の不利な点を補い、収益性の高い農業を効率的かつ安定的に展開していくための農用地整備など、農業生産力の向上に必要な事業も依然として残されている。

よって、国におかれては、災害の多発や農業の生産性に不利な面があるなど、特殊土壤地帯の厳しい実情を御賢察の上、特土法の期限を延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月9日

鹿児島県議会議長 日 高 滋

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 殿
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣